

宮城ケーブルテレビ &

FLET'S 光
NTT東日本

—ご利用ガイド—



サービス提供内容

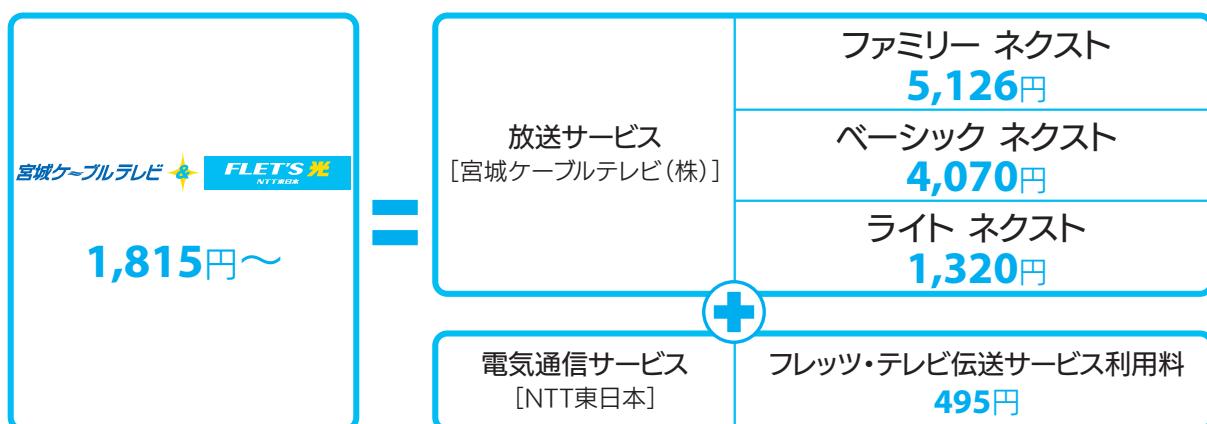
はじめに

この度は、「宮城ケーブルテレビ&フレッツ光」をお申し込みいただきまして誠にありがとうございます。本書では、「宮城ケーブルテレビ&フレッツ光」のサービス内容および視聴方法等について記載しておりますので、サービスご利用前に必ずご確認いただきますようお願ひいたします。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■宮城ケーブルテレビ&フレッツ光とは

「宮城ケーブルテレビ&フレッツ光」は、フレッツ光等を利用して地上デジタル放送・BSデジタル放送などを受信できるサービスです。ご利用にはNTT東日本が提供する「フレッツ・テレビ伝送サービス」と、宮城ケーブルテレビ(株)が提供する放送サービスのご契約が必要です。



★STB(セットトップボックス1台の利用料を含みます。

■サービスの特長



光回線を利用して映像を配信するため、UHFアンテナやパラボラアンテナ等を設置する必要がありません。

現在電波障害地域にお住まいの場合でも、安定した映像をご覧いただけます。

専門チャンネル

49ch

ファミリーネクストをご利用の場合、基本視聴チャンネル内で専門チャンネル放送49チャンネルを視聴可能です。

さらにオプション契約で最大プラス10チャンネルが視聴可能です。

4K8K
衛星放送

9ch

宅内の受信設備を大幅に変える必要なく4K放送・8K放送 9チャンネルをご覧いただけます。

※4K8K衛星放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

※一部のチャンネルは宮城ケーブルテレビ(株)が提供する「4K対応STB」を4K対応テレビに接続する方法でも視聴できます。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)にお問い合わせください。

※一部のチャンネルの視聴には専用アダプターが必要となります。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)にお問い合わせください。※別途視聴料等が必要な場合があります。

サービス提供内容

■ 提供条件

■ 提供エリア

2025年7月現在、宮城ケーブルテレビ&フレッツ光の提供エリアは宮城県石巻市、塩釜市、七ヶ浜町、仙台市(青葉区、宮城野区、若林区、太白区)、多賀城市、名取市、東松島市、松島町、利府町の各一部地域となります。

なお、最新の提供エリアについては、フレッツ公式ホームページ(<https://flets.com/catv/miyagi/area.html>)をご覧いただか、0120-116116へお問い合わせください。

■ フレッツ光等のご契約

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光のご利用にはフレッツ光等のご契約が必要となります。

なお、対応のサービスタイプは次のとおりとなります。

- フレッツ 光クロス
- フレッツ 光ネクスト
 - ギガファミリー・スマートタイプ
 - ファミリー・ギガラインタイプ
 - ファミリー・ハイスピードタイプ
 - ファミリータイプ
- ひかり電話ネクスト

■ 契約の単位

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光のご契約は1のフレッツ光等について1契約となります。

■ 事業者契約

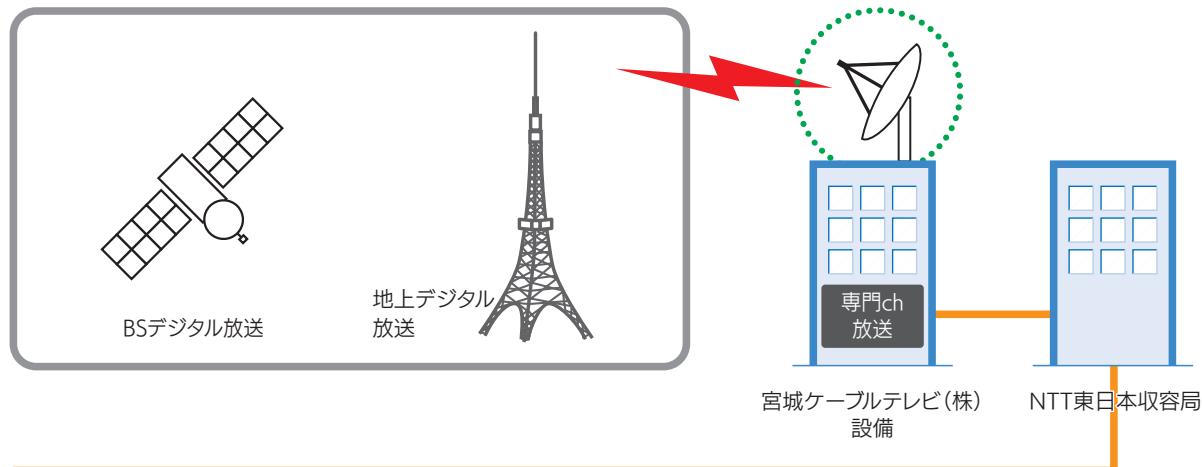
宮城ケーブルテレビ&フレッツ光のご利用には宮城ケーブルテレビ(株)が提供する放送サービスの契約が必要となります。

■ 回線終端装置

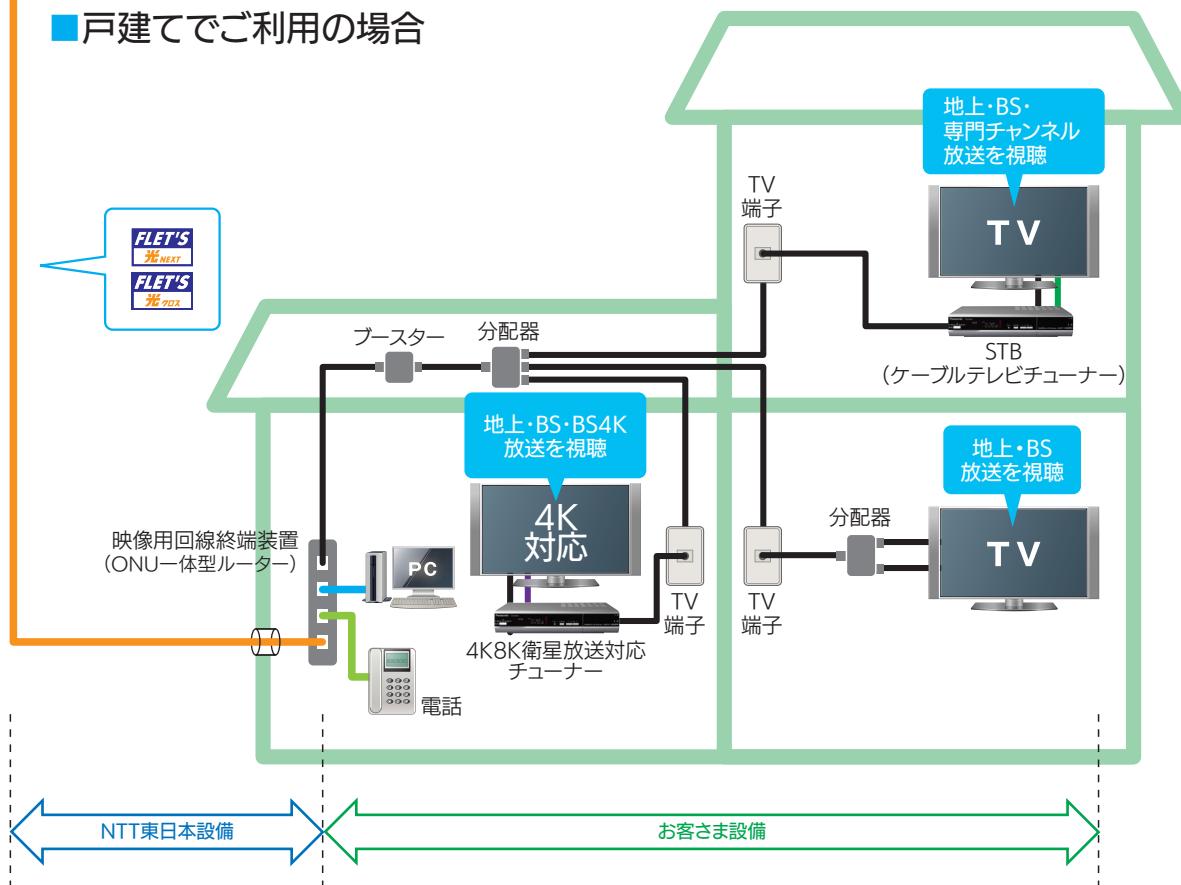
宮城ケーブルテレビ&フレッツ光をご利用いただくには、NTT東日本が用意する映像用回線終端装置をお客さま宅内に設置する必要があります。

サービス提供内容

■接続イメージ



■戸建てでご利用の場合



【ケーブルの種類】

光ファイバーケーブル

同軸ケーブル

LANケーブル

電話ケーブル

AVケーブル

HDMI®ケーブル

※ONU一体型ルーターは一例です（一体型でない場合があります）。

※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

サービス提供内容

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■月額利用料

■宮城ケーブルテレビ&フレッツ光の月額利用料

		ファミリー ネクスト	ベーシック ネクスト	ライト ネクスト
宮城ケーブルテレビ &フレッツ光 月額利用料		5,621円 〔フレッツ・テレビ伝送サービス利用料: 495円 ファミリー ネクスト利用料: 5,126円 ^{★1} 〕	4,565円 〔フレッツ・テレビ伝送サービス利用料: 495円 ベーシック ネクスト利用料: 4,070円 ^{★1} 〕	1,815円 〔フレッツ・テレビ伝送サービス利用料: 495円 ライト ネクスト利用料: 1,320円〕
フレッツ光等 月額利用料	戸建てに お住まいの場合		5,940円^{★2}	〔フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガインタイプの場合〕
	ひかり電話ネクスト をご利用の場合		2,750円 ※インターネットのご利用はできません	〔基本プランの場合〕
月額料金 合計	戸建てに お住まいの場合	11,561円	10,505円	7,755円
	ひかり電話ネクスト をご利用の場合	8,371円	7,315円	4,565円

★1 STB(セットトップボックス)1台の利用料を含みます。

★2 プロバイダ料金は含んでおりません。

※宮城ケーブルテレビ &フレッツ光をご契約可能なフレッツ光等のサービスタイプについてはP.3をご確認ください。

※NHK受信料は含まれません。

※上記、ファミリー ネクスト、ベーシック ネクストおよびライト ネクストの料金については、宮城ケーブルテレビ(株)からの請求となります。

※STB(セットトップボックス)を複数台設置し、CS放送を視聴する場合は、2台目以降1台につき以下の基本視聴料が加算されます。

- ファミリー ネクストでHD画質で視聴の場合：3,806円
- ファミリー ネクストでSD画質で視聴の場合 } 2,750円
- ベーシック ネクストで視聴の場合 }

※ご利用料金のお支払いについてはP.12をご確認ください。

■初期費用

区分	金額
フレッツ・テレビ伝送サービス工事費	
フレッツ光等と同時工事の場合	3,300円
フレッツ・テレビ伝送サービス単独工事の場合	11,550円
ファミリー ネクスト、ベーシック ネクスト、 ライト ネクストに関する初期費用	
加入金	0円*
テレビ接続工事費	14,300円*

★宮城ケーブルテレビ(株)の定める期間に宮城ケーブルテレビ&フレッツ光を新規にお申し込みいただき、かつご利用を開始した場合に適用される料金です。

詳しくは、NTT東日本のフレッツ公式ホームページ(<https://flets.com/catv/miyagi/>)をご覧ください。

※上記の工事費は代表的な例であり、お客様の設備状況等により工事費が異なる場合があります。

※上記は宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する初期費用です。フレッツ光等を新規にお申し込みの場合、別途フレッツ光に関する初期費用が必要となります。

※ファミリー ネクスト、ベーシック ネクストおよびライト ネクストに関する初期費用(加入金、テレビ接続工事費)は、宮城ケーブルテレビ(株)からの請求となります。

サービス提供内容

■ 視聴可能な放送サービス

(2025年7月現在)

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光で視聴可能な放送サービス等は、以下のとおりです。

■ 地上デジタル放送、BSデジタル放送

【ファミリー ネクスト、ベーシック ネクスト、ライト ネクストで視聴可能】

● 地上デジタル

1ch	東北放送
2ch	NHK Eテレ◆
3ch	NHK総合◆
4ch	ミヤギテレビ
5ch	東日本放送
8ch	仙台放送
10ch	ショップチャンネル 港の見えるチャンネル・ショップチャンネル★1
11ch	コミュニティチャンネル 港の見えるチャンネル・ショップチャンネル★1

● 4K8K衛星放送

BS4K-1	NHK BS プレミアム4K◆
BS8K-2	NHK BS8K ◆☆
BS4K-4	BS日テレ 4K
BS4K-5	BS朝日 4K
BS4K-6	BS-TBS 4K
BS4K-7	BSテレ東 4K
BS4K-8	BSフジ 4K
BS4K-11	ショップチャンネル 4K
BS4K-12	4K QVC

● BSデジタル

101ch	NHK BS◆
141ch	BS日テレ
151ch	BS朝日
161ch	BS-TBS
171ch	BSテレ東
181ch	BSフジ
191ch	WOWOWプライム◆
192ch	WOWOWライブ◆
193ch	WOWOWシネマ◆
200ch	BS10
201ch	BS10 スターチャンネル◆
211ch	BS11デジタル
222ch	BS12ch TwellV

231ch	放送大学テレビ(メイン)
232ch	放送大学テレビ(サブ)
234ch	グリーンチャンネル◆
236ch	BSアニマックス◆
242ch	J SPORTS 1◆
243ch	J SPORTS 2◆
244ch	J SPORTS 3◆
245ch	J SPORTS 4◆
251ch	BS釣りビジョン◆
252ch	WOWOWプラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽◆
255ch	BS日本映画専門チャンネル◆
256ch	ディズニー・チャンネル◆
265ch	BSよしもと

★1 「デジタル」コミュニティチャンネルのサブチャンネルとして放送。

◆は別途受信料／視聴料が必要です。また、一部の有料放送については別途スカパー!の月額基本料が必要です。

☆は専用アダプターが必要です。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)にお問い合わせください。

■ CSデジタル、CSデジタル(有料オプションチャンネル)

【ファミリー ネクスト、ベーシック ネクストで視聴可能】

● CSデジタル

ベーシック ネクスト	ファミリー ネクスト
-	HD562ch TBSチャンネル2名作ドラマ・スポーツアニメ
700ch	700ch えんてれ
709ch	709ch 放送大学BSキャンパスon (副音声は「ラジオ」放送大学)
712ch	712ch WX24(ウェザーニュース)
722ch	722ch MONDO TV
724ch	724ch 囲碁・将棋チャンネル
725ch	HD525ch 女性チャンネル♪LaLa TV
526ch	526ch ディズニー・チャンネル
528ch	528ch ディズニージュニア
-	729ch 旅チャンネル
730ch	HD530ch J SPORTS 3
731ch	HD531ch J SPORTS 1
732ch	HD532ch J SPORTS 2
734ch	HD534ch スカイA
735ch	HD535ch GAORA SPORTS

ベーシック ネクスト	ファミリー ネクスト
736ch	HD536ch 日テレジャータスゴルフネット
737ch	HD537ch ワーク
-	HD538ch スポーツライブ+
741ch	HD541ch 釣りビジョン
748ch	HD548ch チャンネル銀河 歴史ドラマ・サスペンス・日本のうた
750ch	HD550ch 映画・チャンネルNECO
751ch	751ch ファミリー劇場
752ch	HD552ch 日本映画専門チャンネル
753ch	753ch 時代劇専門チャンネル
754ch	754ch Dlife
755ch	HD555ch スーパードラマTV #海外ドラマ☆エンタメ
756ch	HD556ch ムービープラス
758ch	758ch ミステリーチャンネル
759ch	HD559ch ザ・シネマ
765ch	HD565ch TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画
766ch	766ch テレ朝チャンネル1
767ch	HD567ch 日テレプラス ドラマ・アニメ・音楽ライブ

ベーシック ネクスト	ファミリー ネクスト
770ch	770ch 音楽・ライブ!スペースシャワーTV
774ch	774ch 歌謡ポップスチャンネル
780ch	780ch カトゥーン ネットワーク 海外アニメ国内アニメ
781ch	781ch キッズステーション
782ch	782ch アニマックス
790ch	790ch 日経CNBC
792ch	792ch CNNj
793ch	793ch 日テレNEWS24
794ch	794ch TBS NEWS
-	HD595ch テレ朝チャンネル2
796ch	HD596ch ディスカバリー・チャンネル
797ch	HD597ch アニマルプラネット
798ch	798ch ヒストリー・チャンネル 日本・世界の歴史&エンタメ
799ch	799ch ナショナルジオグラフィック チャンネル
-	HD547ch KBS World 韓流専門チャンネル
-	HD514ch フジテレビONE
-	HD515ch フジテレビTWO

● CSデジタル(有料オプションチャンネル)

ベーシック ネクスト	ファミリー ネクスト
-	HD513ch フジテレビNEXT
-	HD533ch J SPORTS 4
HD549ch	HD549ch アジアドラマチックTV
763ch	HD563ch 衛星劇場

ベーシック ネクスト	ファミリー ネクスト
764ch	764ch 東映チャンネル
769ch	769ch V☆パラダイス
771ch	771ch Mnet
783ch	783ch アニメシアター X(AT-X)

ベーシック ネクスト	ファミリー ネクスト
810ch	810ch グリーンチャンネル
811ch	811ch グリーンチャンネル2
812ch	812ch SPEEDチャンネル

※ご観になるには、各放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

※チャンネルによってはセットでのお申し込みとなる場合がございます。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)にお問い合わせください。

ご視聴までの流れ

■各種ご案内の送付

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光をお申し込みいただいたお客様へ各種ご案内が届きます。
※各種ご案内は、NTT東日本および宮城ケーブルテレビ(株)より届きます。

※「ご利用ガイド」については、「開通のご案内」をご確認いただき、お客様にてダウンロードいただきます。

NTT東日本よりお届けするもの

【開通のご案内】



宮城ケーブルテレビ(株) よりお届けするもの

【チャンネルガイド】



【リモコン操作方法】

【契約約款】

※チャンネルガイドは、工事完了月分のみ無料にてお届けいたします。翌月以降ご希望の方は、220円/月にてお届けいたします。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)へお問い合わせください。

※掲載している写真はイメージです。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■ご用意いただくもの

宮城ケーブルテレビ(株)からレンタルされるSTB(ケーブルテレビチューナー)を接続することで、現在ご利用中のテレビで地上・BSデジタル放送、CSデジタル放送が視聴可能となります。

デジタルチューナー搭載テレビ



デジタルチューナー搭載テレビ

4K8K衛星放送を視聴する場合は、4K8K衛星放送対応チューナー内蔵テレビ、もしくは4K・8K対応テレビおよび4K8K衛星放送対応チューナーまたは4K対応STBの組み合わせのどちらかが必要になります。また、一部のチャンネルの視聴には別途専用アダプターが必要です。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)にお問い合わせください。



4K8K衛星放送対応チューナー内蔵テレビ

または



4K・8K対応テレビ
(チューナー非内蔵) + 4K8K衛星放送対応チューナー
または4K対応STB

ご視聴までの流れ

■回線工事(NTT東日本)

お申し込みの際に決定した工事日にNTT東日本の工事担当者が訪問し、回線工事を行います。

FLET'S NEXT FLET'S LIGHT と同時申し込みの場合

光ファイバの引き込み工事等を実施後、映像用回線終端装置を設置し、接続試験などを行います。

FLET'S NEXT FLET'S LIGHT を既にご利用の場合

ご利用中の光ファイバに、映像用回線終端装置を設置し、接続試験などを行います。
※回線終端装置を交換する場合がございます。



◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■テレビ接続工事

お申し込みの際に決定した工事日に宮城ケーブルテレビ(株)の工事担当者が訪問し、テレビ接続工事を行います。

工事内容

回線工事終了後、テレビ接続工事を実施します。テレビ接続工事では、宅内共聴設備への接続およびテレビ(録画機)への接続、チャンネル設定を行います。

※テレビ台数、宅内同軸配線の環境により別途ブースター(11,000円)が必要になる場合もございます。

※工事内容によっては、同日にテレビ接続工事を実施できない場合もございます。

※共聴設備への接続ができない場合は共聴設備への接続は行わず、原則テレビ1台のみの接続となります。



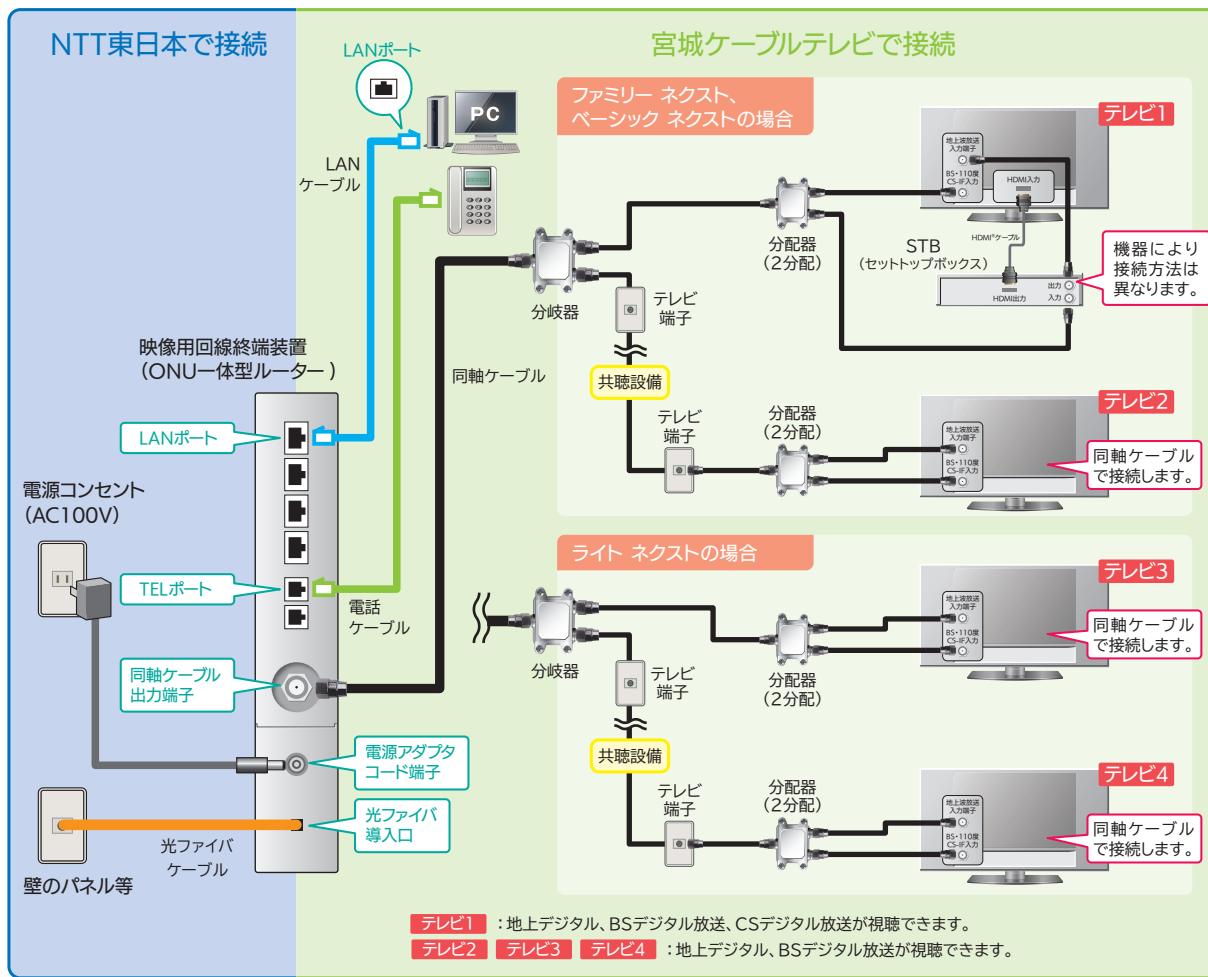
宮城ケーブルテレビ & FLET'S 光 NTT東日本

ご視聴開始

機器の接続例

■テレビ接続工事後の接続例(テレビ2台の場合)

■映像用回線終端装置(ONU一体型ルーター)をご利用の場合



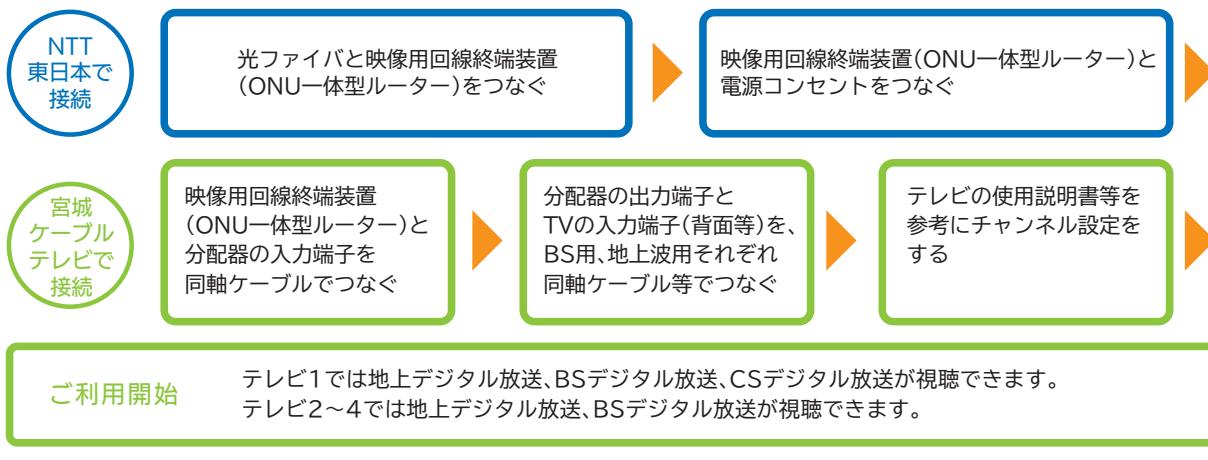
*上記はNTT東日本「映像用回線終端装置(ONU一体型ルーター)」をご利用の場合の代表的な接続例です。

お客様のご利用環境によって装置・接続方法が異なりますので、詳しくはご利用の装置の取扱説明書をご覧ください。

*機器については、機種により形状が異なります。

*HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

■接続手順



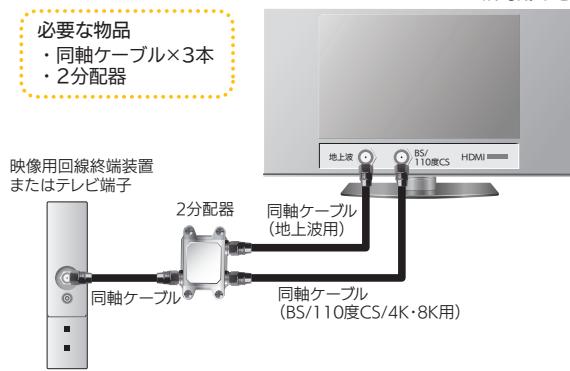
機器の接続例

■4K8K衛星放送を視聴する場合に必要な物品と接続例

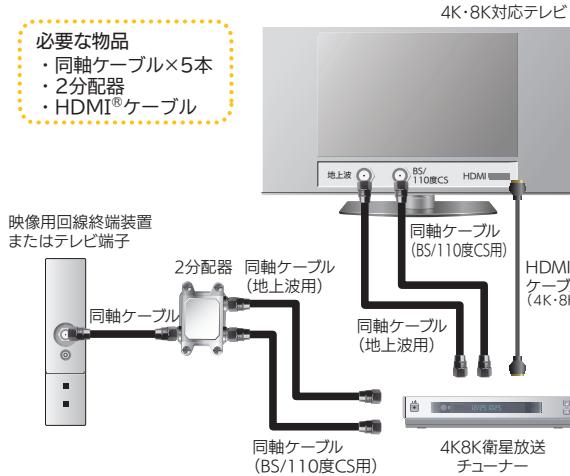
4K8K衛星放送のご視聴にあたり、お客さまにご用意いただくもの



■4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビで視聴する場合



■4K8K衛星放送チューナーと4K・8K対応テレビで視聴する場合



★1 4K対応テレビと4Kチューナーの接続には、HIGH SPEED（カテゴリー2）に対応したHDMI®ケーブルをご使用下さい。

HDMI®端子はHDCP2.2と4K60Hz入力に対応している必要があります。

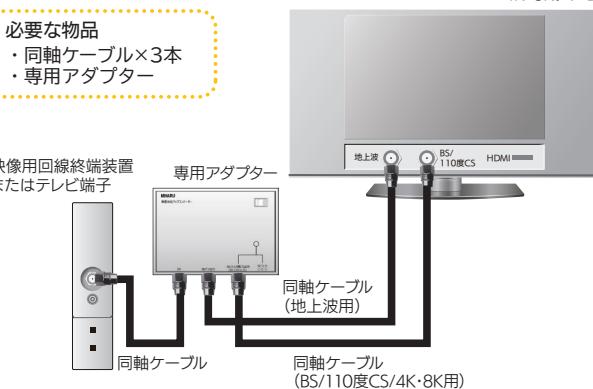
※テレビ端子での視聴は、映像用回線終端装置と共に設備との接続工事を実施した場合に視聴可能となります。また、宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる70~2150MHzに対応したF型端子となります。お客様の設備状況等によりご視聴いただけない場合があります。

※HDMI®は、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

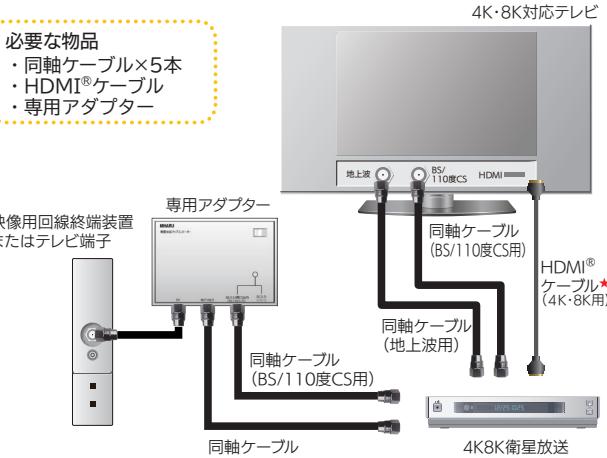
※専用アダプターについては宮城ケーブルテレビ（株）にお問い合わせください。

※接続方法は一例となります。ご利用のテレビおよびチューナー等により接続形態が異なりますので、テレビおよびチューナー等の取扱説明書をご確認願います。

■4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビと専用アダプターを接続する場合



■4K8K衛星放送チューナーと4K・8K対応テレビと専用アダプターを接続する場合



ご利用上の留意事項

■留意事項

■必要機器および接続方法について

- ファミリー ネクスト、ベーシック ネクストのご視聴には、宮城ケーブルテレビ(株)からレンタルされるSTB(セットトップボックス)が必要となります。●テレビまでの接続工事は、宮城ケーブルテレビ(株)が実施します。宮城ケーブルテレビ(株)が実施するテレビ接続工事に関わる費用は、工事内容により異なります。

ブースター

複数の部屋のテレビ端子にテレビ信号を分配すると信号が弱くなり、テレビが悪くなることから、本事象を防止するためテレビ信号を増幅する場合に設置します。



※写真はイメージです。

テレビ端子

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる70~2150MHzに対応したF型端子となります。

テレビ端子の種類	宮城ケーブルテレビ&フレッツ光対応可否
F型端子	対応可能
直付端子	対応不可(端子交換)
フィーダー端子	対応不可(端子交換)

- 4K8K衛星放送のご視聴には、4K8K衛星放送の受信に対応したテレビまたは、チューナーが必要となります。また、一部のチャンネルのご視聴には専用アダプターが必要です。詳しくは宮城ケーブルテレビ(株)へお問い合わせください。

同軸ケーブル

同軸ケーブルとは、主に通信やテレビ接続などに使用される多重構造のケーブル(電線)の一種です。
同軸ケーブルの先端部分がプラスチック製のものは推奨しません。



同軸ケーブル例

●同軸ケーブルの外観



●同軸ケーブルの名称構成

同軸ケーブルには「C」と「D」のいずれかの表示があり、テレビ用の特性インピーダンス75Ωの同軸ケーブルは「C」と表記されております。また、「C」の前にケーブル外径が表記されております(3/4/5/7)。

S - 5 C - F B

外部導体の形状 (B:銅+アルミ)
絶縁体の素材 (F:発泡ポリエチレン)
特性インピーダンス (75Ω) ※TVは全て「C」
3/4/5/7の数値 ※絶縁体の外径 (mm)
衛星放送対応

テレビ周りに使用する同軸ケーブル S-4C-FB以上を推奨

住宅内幹線に使用する同軸ケーブル S-5C-FB以上を推奨

■視聴条件等について

- お客様宅内設備の状況等により、ブースターの設置、同軸ケーブルの張替え等が必要となる場合があります。
- NTT東日本設備または放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。

■宮城ケーブルテレビ(株)からの通知に伴うサービスの解約について

- お客様からの解約申し込み等により、お客様が宮城ケーブルテレビ(株)と締結するファミリー ネクスト、ベーシック ネクストおよびライト ネクスト契約が解除となった場合、NTT東日本は宮城ケーブルテレビ(株)からの通知に基づき、フレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除する場合があります。

ご利用料金のお支払いについて

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■宮城ケーブルテレビ&フレッツ光のご利用料金とお支払い方法

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する料金は、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンス(株)および宮城ケーブルテレビ(株)よりそれぞれ請求いたします。NTTファイナンスからご請求させていただく毎月のご利用料金のお支払いには、「口座振替によるお支払い」、「クレジットカードによるお支払い」をご利用ください。

NTTファイナンスからご請求する料金

- | | |
|-------|--------------------|
| 初期費用 | ・フレッツ・テレビ伝送サービス工事費 |
| 月額利用料 | ・フレッツ・テレビ伝送サービス利用料 |

宮城ケーブルテレビ(株)からご請求する料金

- | | |
|-------|---|
| 初期費用 | ・加入金
・テレビ接続工事費 |
| 月額利用料 | ・ファミリー ネクスト
・ベーシック ネクスト
・ライト ネクスト |

お支払い方法

- ①口座振替
- ②クレジットカード
- ③請求書

お支払い方法

- 口座振替
- クレジットカード

※宮城ケーブルテレビ(株)へのお支払い方法は、宮城ケーブルテレビ(株)の加入申込書等でご確認ください。

①口座振替によるお支払い方法

お客様の預金口座から毎月のご利用料金を自動的にお支払いいただく方法です。口座振替をご利用のお客さまには、前回の領収証・今回ご請求分の口座振替のお知らせ、およびご利用料金内訳書をお送りします。

をお申し込みいただくと、「口座振替のお知らせ」等を郵送に代えて、Web上でご照会いただけます。

②クレジットカードによるお支払い方法

毎月のご利用料金をお客さま指定のクレジットカードでお支払いいただけます。

お支払日はお客様がご指定の各クレジットカード会社の規約に基づいた指定日のお支払いとなります。

※お申し込み以降、毎月の利用料金が自動的にクレジットカード会社に通知され、お客様に請求されます。コンビニエンスストア・NTT東日本の窓口などでのクレジットカード支払いはご利用いただけませんので、ご了承ください。

NTTファイナンスからの請求金額の合計については、クレジットカード会社の利用明細によりご確認ください。

なお、ご利用料金の内訳については、インターネットにてご覧いただけるによりご確認いただくことが可能です。

※別途、「@ビリング」のお申し込みが必要です。※NTTファイナンスからは「請求書」、および「領収証・口座振替のお知らせ」等は送付いたしません。

ご利用いただける クレジットカード



NTTグループカード



Master Card



VISA



JCB



AMERICAN EXPRESS



Diners Club

③請求書によるお支払い方法

NTTファイナンスからお送りする所定の払込用紙で金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。口座振替・クレジットカード払いをご利用でないお客様には、お支払期限の10日前までに請求書およびご利用料金内訳書を郵送します。お支払期限までに下記金融機関窓口、コンビニエンスストア等へ請求書をご持参いただき、お支払いください。

お支払い場所

お近くの銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農業協同組合、郵便局、「NTT東日本電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストア

NTTファイナンスからご請求させていただいているお客様へご注意

- ご請求金額(振替させていただく金額)はNTTファイナンスのサービスである「Webビリング」でご案内いたします。「Webビリング」について詳しくは、NTTファイナンスHP (<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/webbill/>)をご覧いただくか、「NTTファイナンスWebビリング受付担当」0800-333-0030(通話料無料 受付時間:午前9時～午後5時 月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く))へお問い合わせください。
- @ビリングにてご確認いただけるNTT東日本ご利用料金内訳と、NTTファイナンスからのご請求金額は異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 奇数月のご請求額が8,000円未満の場合は、翌月に2ヶ月分をご請求いたします。
詳細は、弊社ホームページ (<https://web116.jp/youkin/statement/kakugetsu.html>)をご確認ください。

ご利用料金のお支払いについて

■ご利用料金の計算期間と請求書発行日等の標準例

ご利用月のお支払い期限(または振替日)につきましては下表をご参照ください。

※フレッツ・テレビ伝送サービスのご利用料金の請求に関しては、「00」で始まる10桁のお客さま番号または電話番号の請求書等発行スケジュールにより異なります。

【請求書等発行スケジュール(標準)】

「お支払い期限(または振替日)」については、NTTファイナンスから送付する請求書(または領収書・口座振替のお知らせ)により、ご確認ください。

項目 お支払い期限 (または振替日)	前々月	前月	当月	翌月
毎月20日のお客さま	21日	20日	5日 ▲ 20日 ★	
毎月25日のお客さま	26日	25日	10日 ▲ 25日 ★	
毎月末日のお客さま	1日	末日	15日 ▲ 末日 ★	
毎月5日のお客さま	6日	5日	20日 ▲ 5日 ★	
毎月10日のお客さま	11日	10日	25日 ▲ 10日 ★	
毎月15日のお客さま	16日	15日	末日 ▲ 15日 ★	

●—●: 料金計算期間 ▲: 請求書発行予定日 ★: 支払い期限日(口座引き落とし日)

■ご利用料金内訳書について

宮城ケーブルテレビ＆フレッツ光において、NTT東日本ご利用分は、「フレッツ・テレビ伝送サービス利用料」として記載されます。なお、宮城ケーブルテレビの「ファミリー ネクスト」利用料、「ベーシック ネクスト」利用料、「ライト ネクスト」利用料は、宮城ケーブルテレビ(株)からお客様の指定した金融機関の加入者口座より引き落とし、またはクレジットカードによるお支払いとなります。



■プロバイダパックをご利用のお客さまへ

フレッツ光をプロバイダパックでご利用の場合、フレッツ光の料金はプロバイダからのご請求となる場合がありますが、宮城ケーブルテレビ＆フレッツ光の料金については、別途NTTファイナンスおよび宮城ケーブルテレビ(株)よりご請求させていただきます。

[プロバイダパックをご利用の場合の料金請求]

フレッツ光の料金

▶ プロバイダもしくはNTTファイナンスよりご請求*

宮城ケーブルテレビ＆フレッツ光の料金

▶ NTTファイナンスよりご請求 宮城ケーブルテレビ(株)よりご請求

*ご契約いただいているプロバイダによってご請求元が異なります。

料金をお支払いいただけないときは

宮城ケーブルテレビ＆フレッツ光の利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
※お支払期限後に支払われた場合は、利用規約に基づき年最大14.5%の割合で計算した延滞利息を加算させていただく場合もありますのでご了承ください。

ご利用規約

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 <https://flets.com/ftv/agreement.html>

▲フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約(抜粋)

(規約の適用)

第1条 当社は、このフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これによりフレッツ・テレビ伝送サービス（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この規約により提供します。

（規約の変更）

第2条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ①当社ホームページにおける掲載
- ②電子メールの送信
- ③CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ダイレクトメール等の広告への表示

第3条 （略）

第2章 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域 (フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域)

第4条 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約 (契約の単位)

第5条 当社は、利用回線（当社が別に定める登録一般放送事業者及び届出一般放送事業者（以下、登録一般放送事業者と届出一般放送事業者を総称して、「一般放送事業者」といいます。）が、第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限ります。）1回線ごとに1のフレッツ・テレビ伝送サービス契約を締結します。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、それぞれ1のフレッツ・テレビ伝送サービス契約につき1人に限ります。

3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一の者に限ります。

（回線終端装置の設置）

第6条 当社は利用回線の最終の場所に当社の回線終端装置を設置します。

（契約申込の方法）

第7条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行なうフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に提出していただきます。

（1）利用回線に係る契約者名及び契約者回線等番号

（2）その他契約申込の内容を特定するための事項

（契約申込の承諾）

第8条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（1）フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをした者が、その利用回線の契約を締結している者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一の者とならない場合

（2）フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（3）フレッツ・テレビ伝送サービス契約の申込みをした者がフレッツ・テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（4）第32条（利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（5）料金表第1表1(2)に規定する建物一括契約型料金（以下「建物一括契約型料金」といいます。）に係る利用料金を適用する場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき（その利用回線の最終の場所が住居の用に供する場所である場合に限ります。）又は同一の場所以外において利用するとき（その利用回線の最終の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限ります。）。

（6）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約の内容の変更）

第9条 （略）

（フレッツ・テレビ伝送サービスの利用の一時中断）

第10条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があったとき（その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した回線終端装置を移動又は取りはずすときには、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用の一時中断（フレッツ・テレビ伝送サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること）をいいます。以下同じとします。）を行ないます。

（フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡）

第11条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利（フレッツ・テレビ伝送サービス契約者がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいてフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

（注）本項の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

3 当社は、前項の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲

渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

（1）フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がフレッツ・テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

（2）フレッツ・テレビ伝送サービス契約（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る権利の譲渡が、その利用回線に係るサービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。

（3）フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその利用回線に係るサービスの利用権を譲り受けようとする者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一の者でないとき。

4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の有していたフレッツ・テレビ伝送サービスに係る一切の権利及び義務（第25条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

（フレッツ・テレビ伝送サービスの転用）

第11条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者（建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスに係るもの及びその利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）は、フレッツ・テレビ伝送サービスの転用（フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が現に利用しているフレッツ・テレビ伝送サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行することをいいます。以下同じとします。）を請求（第11条の3に規定するフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。）することができます。

2 当社は、前項の規定によりそのフレッツ・テレビ伝送サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

（1）第8条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当するとき。

（2）光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスの転用があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から当社と締結している転用前のフレッツ・テレビ伝送サービス契約について解除の通知があつたものとして取り扱うこととします。（フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更）

第11条の3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者（建物一括契約型料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスに係るもの及びその利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。また、その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの限ります。）は、フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更（その利用回線の契約を締結している者が指定する者又はそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者が、現に利用している光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービス又はフレッツ・テレビ伝送サービス（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービス又はフレッツ・テレビ伝送サービス（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している別の電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスを除きます。）に移行することをいいます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 当社は、前項の規定によりそのフレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の請求があつたときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

（1）第8条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当するとき。

（2）光コラボレーションモデルに関する契約を締結している事業者変更先の電気通信事業者が承諾しないとき。

3 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から当社と締結している事業者変更前のフレッツ・テレビ伝送サービスについて解除の通知があつたものとして取り扱うこととします。

（フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除）

第12条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除）

第13条 当社は、次の場合には、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除することができます。

（1）第17条（利用停止）の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止されたフレッツ・テレビ伝送サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき。

（2）前号の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであつて、第17条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。

2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除します。

（1）利用回線について、契約の解除（利用回線に係る契約者回線の移転、サービスの転用、サービスの事業者変更若しくは第3条（用語の定義）に定める利用回線において他のサービスの契約申込を伴うものを除きます。）又は第3条に定めた利用回線以外のものへの品目等の変更があつたとき。

（2）利用回線について、サービスの利用権の譲渡があつた場合であつて、フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。

（3）利用回線が、移転等によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域外となつたとき。

（4）一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除したとき。

（5）当社が別に定めるフレッツ・テレビ伝送サービス契約について、フレッツ・テレビ伝送サービスを提供することが技術的に困難なとき又は保守するところが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき

3 当社は、前2項の規定により、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にそのことを通知します。ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

（その他の提供条件）

第14条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

ご利用規約

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 <https://flets.com/ftv/agreement.html>

第4章 回線相互接続 (回線相互接続)

第15条 (略)

第5章 利用中止等 (利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第19条(通信利用の制限等)の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線に係るサービスの利用中止を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することになったフレッツ・テレビ伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止することができます。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第25条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することになった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
 - (2) 第32条(利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 利用回線等に、自営末端設備、自営電気通信設備、社外以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 利用回線等に接続されている自営末端設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営末端設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかったとき。
 - (5) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。
 - (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であってフレッツ・テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に通知します。

第6章 通信 (通信の条件)

第18条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、そのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る通信について、その適用回線に対して1の当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線からの通信(その第1種契約者回線からの着信に限ります。)を行うことができます。

(通信利用の制限等)

第19条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線に係る契約料金等に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのフレッツ・テレビ伝送サービスを利用することができます。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第20条 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの料金は、利用料金に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金及び請求書等の発行に関する料金及び事業者変更手数料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

21条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その契約に基づいて、当社がフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日(建物一括契約型料金についてはその適用の開始があった日)から起算して、フレッツ・テレビ伝送サービスの解除があった日(建物一括契約型料金についてはその適用の廃止があった日)の前日までの期間(提供又は適用を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金の支払いをします。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりフレッツ・テレビ伝送サービスを利用することのできない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次の場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別

支払いを要しない料金

1 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の責めによらない理由により、そのフレッツ・テレビ伝送サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算し	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスについての利用料金
--	---

て、24時間以上その状態が連続したとき。

2 当社の故意又は重大な過失によりそのフレッツ・テレビ伝送サービスを全く利用できない状態が生じたとき。

3 では、支払いを要しないことされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

(工事費の支払義務)

22条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その工事に関する解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

23条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記9の2に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

24条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

25条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 第25条の2(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。

(注) 26条は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

26条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、この規約の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章 保守

(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の維持責任)

26条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、自営末端設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の切分責任)

27条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、自営末端設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用できなくなってしまったときは、その自営末端設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営末端設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営末端設備又は自営電気通信設備にあったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担をする費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営末端設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位

1 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選舉管理機関に設置されるもの 別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
--	---

ご利用規約

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 <https://flets.com/ftv/agreement.html>

3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第29条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金を発生した損害とみなして、その額に限りて賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第30条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者に関する土建、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雜則

(承諾の限界)

第31条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときは又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務）

第32条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又は損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事に必要な費用を支払っていただきます。

（フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等）

第33条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

（フレッツ・テレビ伝送サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第34条 (略)

（フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名の通知等）

第35条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者から請求があつたときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等のそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に関する情報を、当社の委託によりフレッツ・テレビ伝送サービスに関する業務を行う者に通知することについて、同意していただきます。

3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第17条（利用停止）の規定に基づきそのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供するものであって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの除きます。）は、その利用回線に係るサービスの事業者変更があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に対するフレッツ・テレビ伝送サービスを提供していることを事業者変更前及び事業者変更後の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

（一般放送事業者からの通知）

第36条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、料金若しくは工事に関

する費用の適用又はフレッツ・テレビ伝送サービスの提供に当たり必要があるときは、一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのフレッツ・テレビ伝送サービスを提供するために必要なフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。（法令に規定する事項）

第37条 (略)

(閲覧)

第38条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 フレッツ・テレビ伝送サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から15に定めるところによります。

別記

1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域

(1) フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）のうち当社が別に定める区域とします。

都道府県の区域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

(2) 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域における当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線と利用回線との間ににおいて提供します。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継があつたときは、相続又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継において届出がないときは、当社は、その利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る契約者の地位の承継の届出をもって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継の届出があつたものとみなします。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出

(1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは届所又は請求書の送付先に変更があつたときは、これを証明する書類を添えて、速やかに所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があつたにもかかわらず所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届出がないときは第13条（当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除及び第17条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けていたる氏名、名称、住所若しくは届所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行つたものとみなします。）に係る契約者の地位の承継の届出をもって、その届出があつたものとみなします。

(2) (1)の届出があつたときは、当社は、その届出があつた事実を証明する書類を提示していただごとあります。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

(1) 利用回線等の終端のある構内（これに準する区域内を含みます。）又は建物内において、当社が利用回線等を設置するに必要な場所は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただきます。

ただし、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があつたときは、当社は、その利用回線等の設置場所を提供することができます。

(2) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただけます。

(3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の終端のある構内（これに準する区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するに管路等の特別な設備を設置することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただけます。

5 自営端末設備の接続 (略)

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査 (略)

7 自営電気通信設備の接続 (略)

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 (略)

9 当社の維持責任

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第21条（利用料金の支払義務）及び第22条（工事費の支払義務）の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされています。この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

10 適格請求書の発行

(1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があつたときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。

(2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その適格請求

ご利用規約

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 <https://flets.com/ftv/agreement.html>

書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第1に規定する適格請求書の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。

11 支払証明書の発行

(1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者等から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所において、そのフレッツ・テレビ伝送サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この規約の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。

(2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第2に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

12 情報料回収代行の承諾

(1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者が提供する一般放送サービス(フレッツ・テレビ伝送サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであって、一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものとします。以下、この別記11から13において同じとします。)の利用があった場合には、その一般放送サービスを提供する一般放送事業者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(一般放送サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

(2) 当社は、情報提供者から請求があった場合は、その一般放送サービスの利用者に係る氏名及び住所等をその情報提供者に通知することができます。

(3) 当社が定める期間が経過しても回収できない当該サービスの料金については、情報提供者が回収するものとします。

13 情報料回収代行に係る回収の方法

(1) 当社は、別記11(情報料回収代行の承諾)の規定により回収する当該サービスの料金については、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者に請求します。この場合、その当該サービスの料金は、その利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金に適用される料金月(1の歴月の起算日(当社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。)から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)ごとに集計のうえ請求します。

(2) (1)の場合において、請求する当該サービスの料金は、当社の機器により計算します。

14 情報料回収代行に係る免責

当社は、一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

15 屋内同軸配線工事

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、その利用回線が、当社が別に定める一般放送事業者が第3種契約回線の通信相手先として指定した利用回線である場合に限り、屋内同軸配線(その利用回線の回線終端装置から自販端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。)に係る工事を行います。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する工事費の支払いを要します。

(3) 屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、フレッツ・テレビ伝送サービスの場合に準ずるものとします。

16 新聞社等の基準

区分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号) 第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表 通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随时に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(第1表2(2)(請求書等の発行に関する料金の額)を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の提供の開始又は建物一括契約型料金の適用の開始があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除又は建物一括契約型料金の適用の廃止があったとき。

(3) 料金月の初日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の提供を開始し、その日にその契約の解除又は建物一括契約型料金の適用の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日のそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービスについて、建物一括契約型料金の適用を受けている場合に限ります。)について、当社と合意した戸数の申出を当社が承諾したとき。この場合、戸数の変更後の月額料金は、その変更の申出を当社が承諾した日から適用します。

(5) 第21条(利用料金の支払義務) 第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第21条(利用料金の支払義務) 第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

7 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用につい

て、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。(前受金)

9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

10 第21条(利用料金の支払義務)から第22条(工事費の支払義務)までの規定その他のこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この規約の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

1 適用

区分	内 容
(1) 利用料金の適用	当社は利用料金について、1利用回線ごとに適用します。
(2) 建物一括契約型料金の適用	当社は、契約者から申出があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金について、利用料金別表に定める建物一括契約型料金を適用します。 ただし、その利用料金別表に定める建物一括契約型料金の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、当社は申出を承諾せず、その利用料金別表に定める建物一括契約型料金を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。
(3) 請求書等の発行に関する料金の適用	ア 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合算して算定します。 イ 発行手数料及び収納手数料は、フレッツ・テレビ伝送サービス(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限ります。以下この表において同じとします。)の料金その他の債務の支払い(フレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月分に係るものを除きます。)において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。
(ア) 発行手数料等の適用	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
(イ) 収納手数料	請求書によってフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。
(ア) 本欄に規定する請求書は、別記10(適格請求書の発行)に規定する適格請求書を含みません。	(注) 本欄に規定する請求書は、別記10(適格請求書の発行)に規定する適格請求書を含みません。
(ウ) 他の場合は、2(2)(請求書等の発行に関する料金の額)の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。	(ウ) 他の場合は、2(2)(請求書等の発行に関する料金の額)の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。
(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権について請求している場合	(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権について請求している場合
(イ) 契約者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合	(イ) 契約者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)
(ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合	(ウ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合
(4) 事業者変更手数料の適用	ア フレッツ・テレビ伝送サービスの申込み(その利用回線に係るサービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。)を伴うものに限りません。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要します。ただし、事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。 イ フレッツ・テレビ伝送サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更(当社が別に定めるものに限りません。)を行う場合は、それらの事業者変更を1とみなして、事業者変更手数料を適用します。

2 利用料金 (1) 利用料

料 金 種 別	単 位	料 金 額
利 用 料	1 利用回線ごと	450円(税込価格 495円)

ご利用規約

宮城ケーブルテレビ&フレッツ光に関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。 <https://flets.com/ftv/agreement.html>

(2) 請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150円 (税込価格165円)
収納手数料	1の請求書によるフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格55円)

(3) 事業者変更手数料の額

区分	単位	料金額
事業者変更手数料	1契約ごとに	1,800円 (税込価格1,980円)

利用料金別表 建物一括契約型料金 (建物一括契約プラン)

区分	内容	
(1) 定義等	「建物一括契約型料金」とは、利用回線（当社のIP通信網サービス契約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sの品目のもつに限り、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。以下同じとします。）を専らフレッツ・テレビ伝送サービスの用に供する場合に、その利用回線に係るフレッツ・テレビ伝送サービスの料金について、2(利用料金)に規定する額に代えて、次表に規定する利用料金の額を、利用回線の利用料金（利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）及び加算額（屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料に係るものに限ります。））に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ〇円を適用することをいいます。	
	料金種別 単位 料金額(月額)	
利用料	(2) 承諾のイに規定する承諾の際に合意した戸数までの、1の利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内における1戸ごと	450円 (税込価格495円)

区分	内容
(2) 承諾	当社は、この利用料金の適用を選択する申出があったときは、次のすべての要件を満たす場合に限り、これを承諾します。 ア その利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内に6戸以上の戸数がある場合 イ その利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内の戸数について、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者と当社の間で合意があった場合 ウ その利用回線が、当社が別に定める一般放送事業者が第1種契約者回線の通信相手として指定した利用回線である場合
(3) 建物一括契約型料金の適用	ア この利用料金の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日からとします。 イ 契約者は、この利用料金の適用の申出をし、その承諾を受けたときは、利用回線に係る部分についてはIP通信網サービス契約款の規定に準じて工事費の支払いをします。 ウ 契約者が、この利用料金の適用の廃止をする場合、この利用料金の廃止日の1か月前までに当社指定の書面により申し出ていただきます。 エ この利用料金の適用の廃止があったときは、その利用料金の適用の廃止日の前日までのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金については、この利用料金を適用します。 オ 契約者は、この利用料金の適用の廃止があったときは、利用回線に係る部分についてはIP通信網サービス契約款の規定に準じて工事費の支払いをします。 カ 当社と合意した戸数について、変更が生じる場合は、速やかに当社に申出いただきます。戸数の変更の申出があつたときは、(2)承諾のすべての要件を満たす場合に限り、当社はこれを承諾します。変更後の戸数に基づいた利用料金の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日からとします。 キ 当社は、この利用料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスについて、次にいずれかに該当する場合には、この利用料金の適用を廃止します。 (ア) フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったとき。ただし、譲受人が、譲渡人の同意を得て、この利用料金の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。 (イ) フレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除があったとき。この利用料金の適用には基本適用期間があります。 ケ 前項の基本適用期間は、その利用回線を専らフレッツ・テレビ伝送サービスの用に供した日から起算して、2年間とします。

コ この利用料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、基本適用期間内にこの利用料金の適用の廃止があった場合は、第21条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、1利用回線ごとに10,000円(税込価格11,000円)を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

第2表 工事に関する費用

工事費
1 適用

区分	内容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	ア 回線終端装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格31,900円)までに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者の申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。

(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。

区分	交換機等工事費等の適用
ア 交換機等工事費	フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所の取扱所設備又は配線盤等において工事を要する場合に適用します。
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。

(4) 割増工事費の適用 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があつた場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び1月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額

(5) 工事費の減額の適用 当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することができます。

2 工事費の額
2-1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始、利用回線の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区分	単位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合	1の工事ごとに 基本額 加算額 7,500円(税込価格8,250円) 3,500円(税込価格3,850円)
	イ 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに 2,000円(税込価格2,200円)
(2) 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,000円(税込価格1,100円)
(3) 回線終端装置工事費	1の工事ごとに	2,000円(税込価格2,200円)

2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 適格請求書の発行手数料

1請求ごとに 400円(税込価格440円)

(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 屋内同軸配線工事に関する工事費 (略)

附 則 (略)

基本的な技術的事項 (略)



お問い合わせ先

■フレッツ光、ひかり電話ネクストのサービス内容や料金に関するお問い合わせ、
およびご利用中のお客さまの移転・解約等に関するお問い合わせ

0120-116116

受付時間 午前9時～午後5時
土日・年末年始12月29日～1月3日を除き営業

ホームページ

<https://flets.com/catv/miyagi/index.html>

■フレッツ光、ひかり電話ネクストの故障に関するお問い合わせ

0120-000113

受付時間 午前9時～午後5時 年中無休
*携帯電話からもご利用いただけます。

*Webでは24時間年中無休で受付を行っております
*故障修理などの対応時間は、午前9時～午後5時とさせていただきます。

ホームページ

<https://web113.ntt-east.co.jp/>

■放送サービス（宮城ケーブルテレビ）のお申し込み、サービス内容、料金・解約等、
専用アダプターおよび故障・視聴障害等のお問い合わせ先

022-367-7711

受付時間 午前8時30分～午後5時
(年中無休)